

○三豊市奨学金貸付条例

平成18年1月1日

条例第209号

改正 平成20年 3月28日 条例第22号

平成22年 3月30日 条例第13号

令和4年3月29日 条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、修学の意欲を持ちながら、家庭の経済的理由により修学することが困難な者に対して学資又は育英上必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、その志を遂げさせ、もって有為な人材の育成を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 奨学金の貸付けの対象となる者は、[学校教育法\(昭和22年法律第26号\)](#)に規定する学校のうち、高等学校の全日制、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)、大学(大学院を除く。)、専修学校(専門課程に限る。))及び高等専門学校に在学する者とする。

(貸付要件)

第3条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、[次の各号](#)に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 三豊市に住所を有する者(進学のため他の市町村に住所を移す者を含む。)
- (2) 修学意欲があり、学校長が推薦する者
- (3) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者

(奨学金の財源)

第4条 この条例により貸し付ける奨学金の財源は、一般財源とする。

(貸付額)

第5条 奨学金の貸付額は、[別表](#)のとおりとする。

2 奨学金は、無利子とする。

(貸付期間)

第6条 奨学金の貸付期間は、貸付けを受ける月数を通算して、奨学生の在籍する学校の修業年限に相当する月数以内とする。

(貸付けの停止及び休止)

第7条 奨学生が[次の各号](#)のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の貸付けを停止する。

- (1) 進学のためやむを得ない場合を除き、他の市町村へ転出したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 停学又は退学したとき。
- (4) [第3条](#)に規定する要件のいずれかを欠いたとき。
- (5) その他三豊市教育委員会が、奨学生として適当でないと認めたとき。

2 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸付けを行わない。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(貸付金の返還)

第8条 貸付けを受けた奨学金は、別に定める教育委員会規則により返還するものとする。

(返還の免除、減免及び猶予)

第9条 奨学生が死亡したときは、死亡後に係る返還金については免除することができる。

2 病気又は災害その他やむを得ない理由により返還が困難と認められる場合は、返還を減額、免除又は相当な期間返還を猶予することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に奨学金の貸付けを受けている者の奨学金の貸付額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年条例第12号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	奨学金の貸付額
高等学校等	月額10,000円以内
高等専門学校、専修学校及び短期大学	月額20,000円以内
大学(大学院を除く。)	月額25,000円以内